

公立大学法人埼玉県立大学審議機関委員の報酬に関する規程

平成22年4月1日
規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の審議機関の委員に支給する報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、審議機関の委員とは、公立大学法人埼玉県立大学定款第19条に規定する経営審議会及び第23条に規定する教育研究審議会の委員をいう。

(報酬)

第3条 審議機関の委員が審議会等に出席したときは、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は、1日につき13,800円とする。

3 法人の役員及び職員であつて審議機関の委員になった者には、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 審議機関の委員が審議会等のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、職員に支給する旅費に相当する額とする。

3 費用弁償の支給については、前2項に定めるもののほか、職員の旅費の支給の例による。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。